

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告書

行政区 _____ 住民CD _____

宇佐市長 宛て

(兼国民健康保険税申告書)

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出

現住所		電話番号	
1月1日の住所		個人番号	
フリガナ		世帯主の氏名(続柄)	()
氏名		職業	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日生	屋号・勤務先	

種 目		A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額(A-B-C)
所 得	事業等	円	円	円	円
	農業	円	円	円	円
	不動産	円	円	円	円
	利子	円	円	円	円
	配当	円	円	円	円
給 与	株式等	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円
	雑	円	円	円	円
金 額	総合課税の譲渡一時	円	円	円	円
	短期	円	円	円	円
	長期	円	円	円	円
	一時	円	円	円	円
総 所 得 金 額					円
額	分離課税の所得	円	円	円	円
	短期譲渡	円	円	円	円
	長期譲渡	円	円	円	円
	山林	円	円	円	円
	山林	円	円	円	円
(上場株式等の配当・譲渡所得等に係る市県民税の課税方式)			配当譲渡	申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税	申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税

種 目	A 収入金額	B 必要経費	C 差引(A-B)	D 特別控除額	所得金額(C-D)
雑損控除	円	円	円	円	円
医療費控除	円	円	円	円	円
社会保険料控除	円	円	円	円	円
小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円
生命保険料控除	新生命保険料	円	円	円	円
	旧生命保険料	円	円	円	円
	地震保険料	円	円	円	円

氏 名	続柄	生 年 月 日	控除額	障 害	居 住	控 除	控 除 額
配偶者		年 月 日	万円	級	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	配偶者特別控除	円
扶 養 (年少扶養を含む)	1	年 月 日	万円	級	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	合計所得金額 円	円
	2	年 月 日	万円	級	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	円
	3	年 月 日	万円	級	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	扶養控除(合計額)	円
本人該当	寡婦 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	/ ひとり親 / 勤労学生 / 本人障害			身体・精神 療育・その他	級 度	円
事業専従者	氏名				氏名		
	続柄				続柄		
	支払額		円		支払額		円
	個人番号				個人番号		

基礎控除	円
所得控除①、②の合計額	円

給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

証明書・領収書等をここに添付してください

◎前年中に所得のなかった方の記載欄

1.	扶養家族になっていた 誰の？ (住所)	(氏名) (続柄)
2.	仕送りを受けていた 誰に？ (住所)	(氏名) (続柄)
3.	遺族年金・老齢福祉年金・障害年金等を受給していた	(支払者) (年間受給額) (円)
4.	雇用(失業)保険を受給していた	(年 月) ~ (年 月)
5.	生活保護を受けていた	(年 月) ~ (年 月)
6.	学生 (学校名)	令和 年 月 日卒業見込
7.	貯蓄で生活	
8.	その他	

◎営業所得等(その他事業所得含む)の収支内訳

	収入金額	仕入金額	必要経費	
1月	円	円	給料賃金	円
2月			外注工賃	
3月			減価償却費	
4月			地代家賃	
5月			利子割引料	
6月			租税公課	
7月			荷造運賃	
8月			水道光熱費	
9月			旅費交通費	
10月			通信費	
11月			広告宣伝費	
12月			接待交際費	
計ア		イ	損害保険料	
家事等消費額		ウ	修繕費	
その他の収入		エ	消耗品費	
収入金額ア+ウ+エ		オ		
棚卸高		カ		
		キ		
売上原価イ+カ+キ		ク		
差引金額オ-ク		ケ	経費計	⑨
所得金額		⑦-⑧		円

◎農業所得の収支内訳

収入	農産物の種類	作付面積	販売		自家用贈答用	合計
		a	円	円	円	円
収入金額合計 ⑦ 円						
必要経費	雇人費	円	修繕費			円
	小作料		動力光熱費			
	減価償却費		作業用衣料費			
	利子割引料		農業共済掛金			
	租税公課		荷造運賃			
	種苗費		土地改良費			
	肥料費		水利費			
	農具費					
	農薬費					
	諸材料費		雑費			
必要経費合計 ① 円						
所得金額 ⑦-① 円						
減価償却費	品名	耐用年数	取得年月	取得価額	月割計算	減価償却費
				円	/12	円
計算方法 (平成19年4月以後に取得) 取得価額÷耐用年数×月割 (平成19年3月以前に取得) 取得価額×0.9÷耐用年数×月割						

◎不動産の収支内訳(一般)

不動産の所在地		必要経費	
家賃	円	租税公課	円
地代		損害保険料	
駐車場収入		修繕費	
		減価償却費	
収入合計 ⑦		経費合計 ①	
所得金額 ⑦-① 円			

(小作料)

種目	面積	住所	氏名	収入額
収入	a			円
収入合計 ⑦				
水利費		支払額		経費
土地改良費				円
租税公課				
経費合計 ①				
所得金額 ⑦-① 円				

◎給与収入

(源泉徴収票が出ない場合のみ事業所に給与の内訳を証明してもらってください。)

1月	給与収入額	円	9月	給与収入額	円
2月			10月		
3月			11月		
4月			12月		
5月			賞与		
6月			その他		
7月			合計		円
8月			社会保険料		

事業所又は雇主の住所

TEL

事業所又は雇主名

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額

◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県 市区町村
寄附先の所在地・名称	

◎所得金額調整控除に関する事項

氏名・個人番号	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合
.....		明・大 昭・平・令 年 月 日生	身体・精神 療育・その他 級 度
別居の場合の住所			

◆申告の際持参していただくもの

- 申告書
- マイナンバーカード(個人番号カード)
※通知カード等であれば本人確認書類が必要
- 給与・年金の源泉徴収票など
- 各収支内訳書作成のもとになる領収書・書類など
- 社会保険料・国民年金などの領収書
- 医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
- 生命・地震保険料の支払証明書など
- 障害者手帳など
- 配偶者控除を受ける方は配偶者の源泉徴収票など
- その他控除を受けるのに必要なもの

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告書の書き方

令和5年1月1日現在宇佐市に住んでいる方は、原則として宇佐市へ申告する必要があります。

ただし、次の①～③に該当する方は市民税・県民税の申告義務が免除されています。

- ①給与支払報告書が提出義務者（事業所）から市へ提出され、前年中に給与所得以外の所得がない方
- ②公的年金等支払報告書が提出義務者（日本年金機構など）から市へ提出され、前年中に公的年金等に係る所得以外の所得がない方（遺族年金、老齢福祉年金、障害年金の方は該当しません。）
- ③確定申告書（税務署申告）を提出される方、または提出する必要のある方

上記以外の方や、上記①、②の方で控除の申請をされる方、前年中に収入がない方（市内で課税されている扶養者から扶養されている方は除きます。）は申告が必要です。

申告内容によっては郵送申告もできます。詳しくは裏面をご覧ください。

※マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

(1) 所得金額の欄

- 営業等（その他事業含む）、農業、不動産・・・裏側の収支計算書に記載した額から転記してください。
- 利子・・・公社債や預貯金の利子など。（ただし、源泉分離課税分を除く。）
- 配当・・・株式、出資配当金など。
- 給与・・・雇用主から支払われる給料、賃金、賞与や専従者給与など。
- 雑・・・【公的年金等】欄は、国民年金、厚生年金など。【その他】欄は、生命保険契約に基づく年金等、原稿料、講演料、印税など他の項目に属さない所得。

公的年金等に係る雑所得の速算表 (A)×(B)－(C)＝所得金額

昭和33年1月2日以後に生まれた人(65歳未満の人)			昭和33年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)		
(A)公的年金等の収入金額の合計額	(B)割合	(C)控除額	(A)公的年金等の収入金額の合計額	(B)割合	(C)控除額
～1,299,999円	100%	600,000円	～3,299,999円	100%	1,100,000円
1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

※公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合、控除額が減額となります。

- 総合課税の譲渡・・・車輛・機械・著作権などの資産の譲渡で、【短期】欄は、取得の日の後5年以内の譲渡、【長期】欄は、短期以外の譲渡。
- 一時・・・生命保険契約に基づく一時金など。
- 分離課税の譲渡・・・土地・建物等を個人や法人、公共に売却して得た収入。
- 山林・・・山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡して得た収入。
- 専従者控除額・・・あなたの事業に専ら従事する15歳以上の親族は50万円（配偶者は86万円）を限度に控除できます。
- 上場株式の配当・譲渡所得課税方式の選択・・・納税者が所得税と異なる課税方式を市県民税で選択することができます。

(2) 所得控除①の欄

- 雑損控除・・・本人か生計を一にする配偶者その他の親族の家屋、家財などが災害、盗難、横領により受けた損害の金額。
- 医療費控除・・・令和4年中に支払った医療費（保険等で補てんされた額を除く）から10万円か「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方を差し引いた金額。
- セルフメディケーション税制・・・特定検診・予防接種・健康診断・がん検診などに取り組み、令和4年中に購入した（医療費控除との併用は不可）特定の成分を含んだOTC医薬品の購入額（補てんされた額を除く）から1万2千円を差し引いた金額。【発行者名】欄は取り組みを行ったことを証明する書類の発行機関名（勤務先、医療機関名など）
- 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・・・令和4年中に支払った保険料または共済掛金の全額。
- 生命保険料控除(限度額70,000円)

生命保険料控除額＝一般生命保険料控除＋個人年金保険料控除＋介護医療保険料控除

各保険料控除は保険契約の時期により以下の通り計算します。

①平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）

支払った保険料(D)	控除額
～12,000円	全額
12,001円～32,000円	D×1/2＋6,000円
32,001円～56,000円	D×1/4＋14,000円
56,001円～	28,000円(限度額)

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)

支払った保険料(E)	控除額
～15,000円	全額
15,001円～40,000円	E×1/2＋7,500円
40,001円～70,000円	E×1/4＋17,500円
70,001円～	35,000円(限度額)

③一般生命保険料、個人年金保険料のうち、①新契約と②旧契約両方の支払い証明をお持ちの場合

旧契約の掛金が42,000円以上の場合→②のみの分で計算した控除額(限度額35,000円)

旧契約の掛金が42,000円未満の場合→それぞれ上記①、②の計算方法で算出した控除額を合計した金額(限度額28,000円)

○地震保険料控除

地震保険料控除 ※①と②の合計の最高限度額は25,000円です。

区 分	支払った保険料(F)	控 除 額
①地震保険料	～50,000円	F × 1/2
	50,001円～	25,000円(限度額)
②旧長期損害保険料 (平成18年末までの 契約したものに限る。)	0円～ 5,000円	全額
	5,001円～15,000円	F × 1/2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円(限度額)

※一つの契約に基づき①②両方を支払っている場合は、いずれか一方の控除のみ適用となります。

(4) 所得控除②の欄

項 目	令和5年度控除額		項 目	令和5年度控除額		
配偶者控除	一般	33万円	勤労学生控除	26万円		
	老人(70歳以上)	38万円		配偶者特別控除 合計所得金額	48万超～100万以下	33万円
扶養控除	一般(16歳以上19歳未満・23歳以上)	33万円	100万超～105万以下		31万円	
	特定(19歳以上23歳未満)	45万円	105万超～110万以下		26万円	
	老人(70歳以上)	同居老親等	45万円		110万超～115万以下	21万円
		〃 以外	38万円		115万超～120万以下	16万円
障害者控除	普通障害	26万円	120万超～125万以下		11万円	
	特別障害	30万円	125万超～130万以下		6万円	
	同居特別障害	53万円	130万超～133万以下		3万円	
寡婦・ひとり親控除	寡婦	26万円	133万超～		0万円	
	ひとり親	30万円	基礎控除		合計所得金額が2400万を超える場合、控除額が減額となります。	43万円

○配偶者特別控除について、令和3年度から対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が48～133万円に変更されています。※給与と所得者の合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が減額となります。

○同一生計配偶者…納税者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下(給与所得者の場合、年収103万円以下)

○給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

○年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除は廃止されましたが、市民税・県民税の非課税限度額の判断には必要ですので、必ず扶養親族の申告をお願いいたします。

(4) 寄附金税額控除の対象となる寄附金

○都道府県、市区町村

○日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会

○所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県・市が条例で指定した法人又は団体

○県・市が条例で個別指定したNPO法人

◎ 農業所得の申告をされる方へ

令和4年12月号の広報と一緒に配布した「農業所得簡易収支計算書」を作成のうえ、裏面の【◎農業所得の収支内訳】に記入し申告してください。

「農業所得簡易収支計算書」の用紙がない方は市役所税務課、安心院支所・院内支所各市民サービス課、四日市・長洲の各出張所に準備しておりますのでご利用ください。

※田を貸して小作料をもらっている場合は、農業所得ではなく裏面の【◎不動産の収支内訳(小作料)】の欄に記入して申告してください。

◎ 郵送で市民税・県民税(国民健康保険税)の申告ができる方

裏面の【◎前年中に所得のなかった方の記載欄】に該当する方は項目に必要な事項を記入し、または年金所得者でその他小作料収入だけの方は、裏面の【◎不動産の収支内訳(小作料)】に必要な事項を記入して申告してください。申告会場にわざわざお見えいただくなくても郵送などで申告できます。

※年金所得分で所得税の納税または還付のある方は郵送で申告できません。

※マイナンバーカード(個人番号カード)両面の写し、もしくは通知カードの写しと運転免許証等の本人確認書類の写しを添付してください。(通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に掲載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。)

本人及び被扶養者のマイナンバーの記載が必要です。

※申告・税に関してのお問い合わせは下記までお願いします。

〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市役所 税務課 市税係 ☎0978-27-8129(直通)